

津市文化振興計画（改訂案）の概要

見直しの趣旨

津市総合計画の後期基本計画の実施に伴い、総合計画の基本施策と本計画の基本目標の整合を図り、これまでの基本目標である「文化施設の有効活用」を文化振興事業と施設運営を一体的に進めるために「文化芸術活動の充実」の中に含めた構成としました。

見直しのポイント

- 「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（以下、「劇場法」という。）の趣旨を踏まえた、市内の各ホール等の管理運営と新たな文化振興事業等の企画運営を同時に図る手法を確立し、実演芸術の振興と併せた文化施設の活用促進と文化芸術の創造による文化振興を目指すものとします。
- 計画する施策の展開を推進するために、年度別事業計画の進捗状況や事業評価などの明確な資料に基づく、文化振興審議会の進行管理により、施策事業の改善を図ることができる、PDCAサイクルのしくみを確立します。

第1章 策定に当たって

●文化振興計画策定の趣旨

総合計画後期基本計画との整合を図るための見直しとしました。

●国と三重県における文化振興施策

「劇場法」の目的と、この基礎となる「文化芸術振興基本法」の8つの理念と劇場法の目的を追記しました。

●本市における文化の振興

総合計画後期基本計画により、更なる文化振興の充実を図ることを追記し、現状の市の組織に修正しました。

●市の文化行政における文化振興計画の位置付け

「6 文化振興計画における文化の位置付け」を「6 市の文化行政における文化振興計画の位置付け」に見直しました。

第2章 振興計画

●基本理念

基本理念の趣旨は踏襲し、「劇場法」の趣旨を追記しました。

●基本目標

「文化、芸術活動の充実」「歴史的資源の活用」「文化施設の有効活用」を「文化芸術活動の充実」「歴史的資源の保存と活用」の構成に見直しました。

●施策の体系

基本施策を総合計画後期基本計画の施策の内容と整合を図りました。

●重点施策

市内のホールの現状と「劇場法」を踏まえた課題、新しい県立博物館の活用などを見直し、施策展開を図る個別事業を掲げ、その成果目標と評価指標を定めました。
なお、見直した重点施策は、次のとおりです。

見直した重点施策

(1)文化芸術活動の充実

- 「文化意識の高揚」を「文化芸術水準の向上」に見直し
- 「文化芸術活動の支援」を追加
- 「団体及び人材の育成並びに交流」を「文化創造を担う人材の育成」に見直し
- 「（3）文化施設の有効活用」を「文化施設の経営改善」の中に吸収

(2)歴史的資源の保存と活用

- 「伝統芸能」「歴史的文化の拠点づくり」「歴史的資源の活用」「市内4エリアの文化交流」を「文化財の保存と継承」及び「歴史的資源を活かしたまちづくり」に見直し

見直した事業

○文化振興事業：劇場法を踏まえた事業実施

○管理企画運営事業（地域協働事業）：ホール等の文化施設の企画運営への市民参加

○芸術家等育成滞在事業：若手芸術家や芸術家を目指す学生等の育成

○文化公演事業：劇場法を踏まえた、興味や関心の高まる公演企画

○リーダー、担い手育成研修事業：劇場法を踏まえた人材育成研修企画

○産学官民連携事業：産学官民が連携した取り組みを具体化する話し合いの場

○管理企画運営事業（施設管理事業）：指定管理者制度への移行などによる施設の管理運営

○ホール管理企画運営研修事業：劇場法を踏まえたホール技術人材の育成及びスキルアップ研修

○管理企画運営事業（企画運営事業）：文化芸術創造、質の高い鑑賞事業、アウトリーチ事業等の企画運営

○お城を活かしたまちづくり事業：歴史的資源を活かした見所づくりなど市民との協働によるまちづくり

○ツデーウオーク事業：歴史健康ウオークなどのこれまでの成果を基にしたウオーク企画

○大河ドラマ誘致事業：誘致に向けた研究と関係各所との連携

第3章 施策展開の推進に向けて

●世代間交流と次世代への継承及び行政の役割

施策展開の推進に向けた取り組みは踏襲することとした上で、これまでの計画施策を推進してきた経過からの課題問題点を基本目標及び基本施策別に整理し、この解決に向けた取り組み方針を掲げ、今後の計画施策展開の推進を図ることとしました。

第4章 施策の進行管理

●年度別事業計画の策定

計画的、効果的な事業の実施を図るため、年度別事業実施計画の策定を追記しました。

●施策の進行管理

前計画において、それぞれの施策について、問題点や課題を洗い出し、改めて指標等を定めることとしており、進行管理においては、施策の再評価を行いつつ計画の推進を図っていることから、今回の見直しにより定めた成果目標や評価指標に基づく事業評価、年度別事業実施計画による事業進捗等により、事業見直しを含めた進行管理を進めることに見直しました。

今後のスケジュール

- パブリックコメントの実施：平成26年2月26日～3月27日

津市文化振興計画改訂版新旧対照表（見直し箇所）

改 訂 後	対象ページ	改 訂 前
・見直しの趣旨及び改訂版の概要を追記	3	—
第1章 策定に当たって		第1章 策定に当たって
・1 文化振興計画策定の趣旨 総合計画後期基本計画との整合を図り見直す旨を追記	4	—
・3 文化振興計画の計画期間 中間見直しであり、計画期間の変更はしない旨を追記	5	—
・4 国と三重県における文化振興施策 劇場法の基本となる文化芸術振興基本法の理念及び劇場法の目的、三重県の新しい文化振興方針が策定中の旨を追記	5	—
・5 本市における文化の振興 総合計画後期基本計画が実施された旨の追記 平成21年4月の機構改革により、スポーツ文化振興部になり、平成25年4月から文化振興課に施設担当を配置	6	・5 本市における文化の振興 — 平成20年4月の機構改革により、市長部局にスポーツ文化振興室を設置
・6 市の文化行政における文化振興計画の位置付け 計画における文化の位置付けは踏襲し、今後、当計画により目標を定め事業展開していくため、「文化行政における文化振興計画の位置付け」と見直した。	6～7	・6 文化振興計画における文化の位置付け 総合計画の基本施策である「文化、芸術活動の充実」「歴史的資源の保存と活用」に加えて「文化施設の有効活用」を計画における文化の位置付けとした。
第2章 振興計画		第2章 振興計画
・1 基本理念 劇場法の目的及び同法16条に基づく、事業の活性化のための取組に関する指針の目的を追記	8	—

・ 2 基本目標 総合計画後期基本計画に合わせ、「文化施設の有効活用」を「文化芸術活動の充実」へ吸収し、「歴史的資源の保存と活用」との 2 点を基本目標とした。	9	・ 2 基本目標 「文化、芸術活動の充実」「歴史的資源の活用」「文化施設の有効活用」の 3 点を基本目標とした。
・ 3 施策の体系 2 つの基本目標に応じた施策体系とした。	10～12	・ 3 施策の体系 3 つの施策目標に応じた施策体系とした。
・ 基本施策 （1）文化芸術活動の充実 市民文化の振興 ①文化芸術水準の向上 ②文化芸術活動の支援 ③文化の創造を担う人材の育成 ④文化情報の収集と発信		・ 基本施策 （1）文化、芸術活動の充実 ①文化意識の高揚 ②文化情報の収集、発信 ③団体及び人材の育成並びに交流
文化施設の経営改善 ①運営力の向上 ②経営の効率化		（3）文化施設の有効活用 ①ホール等文化施設 ②郷土資料館等 ③総合文化ゾーンにおける文化施設の活用

(2) 歴史的資源の保存と活用 文化財の保存と継承 ①津城跡の保存と管理 ②多気北畠氏城館跡周辺の保存と管理 ③歴史的資源の保護と継承 歴史的資源を活かしたまちづくり ①歴史的資源の活用 ②広域的な文化ネットワークの形成	1 2	(2) 歴史的資源の活用 ①伝統芸能 ②歴史文化の拠点づくり ③歴史的資源の活用 ④市内 4 エリアの文化交流
・ 4 重点施策 (1) 文化芸術活動の充実 【現状と課題】現時点のものに全面見直しました。 【施策展開】次の施策を見直しました。 文化振興事業：劇場法を踏まえた事業見直し 管理企画運営事業（地域協働事業）：市民参加のホール活用 芸術家等育成滞在事業：若手芸術家等の育成 文化公演事業：劇場法を踏まえた事業 リーダー、担い手育成研修事業：劇場法を踏まえた人材育成 産学官民連携事業：連携を具体化する話し合いの場 管理企画運営事業（施設管理事業）：効率的、効果的な管理運営 ホール管理企画運営研修事業：管理運営人材の育成 管理企画運営事業（企画運営事業）：劇場法を踏まえた企画運営 お城を活かしたまちづくり事業：協働によるまちづくり ツーデーウォーク事業：これまでの成果を活かしたウォーク 大河ドラマ誘致事業：ドラマ誘致に向けた研究、連携	1 3～2 4	・ 4 重点施策 (1) 文化、芸術活動の充実 【現状と課題】平成 20 年 3 月時点のもの。 【施策展開】 — — — — — — — — — — —

第3章 施策展開の推進に向けて		第3章 施策展開の推進に向けて
・1 課題、問題点 見直し前の「世代間交流と次世代への継承」及び「行政の役割」とした施策展開に向けた取り組みは踏襲した上で、これまでの計画推進経過からの課題、問題点を基本目標、基本施策別に整理	26～27	・1 世代間交流と次世代への継承 —
・2 課題、問題点の解決に向けて 1で整理した課題、問題点を基本目標、基本施策別に解決に向けた取り組み方針を掲げ、施策展開の推進を図ることとした。	27～28	・2 行政の役割 —
第4章 施策の進行管理		第4章 施策の進行管理
・1 年度別事業実施計画の策定 年度別事業実施計画を作成し、計画的で効果的な事業実施を図り、事業評価を行うための資料とします。	29	・施策の進行管理 計画施策の点検・評価・見直しとの進行管理について、それぞれの施策の問題点や課題を洗い出し、改めて指標等を定め、これらの評価を基に施策の再評価を行いつつ、計画の推進を図る。
・2 施策の進行管理 成果指標を定め、評価を行い、課題、問題点を把握して、これらを基に文化振興審議会における協議、検討により、迅速で確実な施策の推進を図る。		

※見直しを行った部分については、文化振興計画（改訂案）に下線を付けています。

※この新旧対照表は、主なものを掲載してあります。

津市文化振興計画

(改訂案)

～文化の継承、創造、交流による
元気なまち「津」をめざして～

平成26年 月

目 次

新しい津市の地勢と歴史	2
<u>見直しの趣旨及び改訂版の概要</u>	3
第1章 策定に当たって	
1 文化振興計画策定の趣旨	4
2 文化振興計画の位置付け	4
3 文化振興計画の計画期間	5
4 国と三重県における文化振興施策	5
5 本市における文化の振興	6
<u>6 市の文化行政における文化振興計画の位置付け</u>	6
第2章 振興計画	
1 基本理念	8
2 基本目標	9
3 施策の体系	10
4 重点施策	13
第3章 施策展開の推進に向けて	
<u>1 課題、問題点の整理</u>	26
<u>2 課題、問題点の解決に向けて</u>	27
第4章 施策の進行管理	
<u>1 年度別事業実施計画の策定</u>	29
2 施策の進行管理	29

《新しい津市の地勢と歴史》

本市は、三重県の中央部に位置し、面積は約710km²で県総面積の約12%を占めています。東部には白砂青松の海岸、中央部には緑あふれる田園と里山、西部には山林、湖、溪流など、多様で豊かな自然環境に恵まれています。また、中部圏と近畿圏との結節点にあり、名古屋市、大阪市へのアクセスが容易であることから北勢、伊賀、南勢志摩、東紀州などを結ぶ交通ネットワークの拠点となっています。さらに、中部国際空港への海上アクセスを通じて、国内・国外諸都市からの玄関口にもなっています。

本市は、古くは安濃津と呼ばれ、日本三津のひとつと紹介される海上交易の港町として繁栄しました。江戸時代には、藤堂藩（津藩、久居藩）政下における城下町として、また伊勢参宮の宿場町としても繁栄しました。明治4年の廃藩置県により、旧藩政下の村々は安濃津県又は度会県に分属し、県庁が設置されました。明治5年には、安濃津県が三重県と改称され、明治9年には度会県が編入され、すべて三重県の管轄地となりました。さらに、明治21年に公布された市制、町村制により、津市ほか市町村が誕生し、その後も、本市は国・県の行政機関のほか、企業の本支店や営業所等が多数開設され、県の経済活動の拠点として発展しました。そして、平成18年1月1日に津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町及び美杉村の10市町村が合併し、新しい「津市」が誕生しました。

見直しの趣旨及び改訂版の概要

【今回の見直しの趣旨】

当計画の「第1章 策定に当たって」の「3 文化振興計画の計画期間」において、平成21年度から平成29年度までの9年間と定めた上で、社会情勢の変化、津市総合計画、三重県の文化振興計画などとの関連から、見直しの必要が生じた場合は、速やかに対応等を講ずることとしており、今回の見直しは、津市総合計画の後期基本計画の実施に伴い、この計画の基本施策の内、前期計画では基本施策と定めていた「文化施設の有効活用」を文化振興事業と施設運営を一体的に進めるために「文化、芸術活動の充実」の中に含めた構成となったため、これまで、総合計画に定める基本施策を当計画の基本目標としてきたことから、この整合を図り、基本理念は踏襲していきながら、今後の文化振興を図ることとします。

【改訂版の概要】

今回の見直しは、次の2点を見直しポイントとして、改訂版を策定しています。

〈見直しのポイント〉

- 1 「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の趣旨を踏まえた、市内の各ホール等の管理運営と新たな文化振興事業等の企画運営を同時に図る手法を確立し、実演芸術の振興と併せた文化施設の活用促進と文化芸術の創造による文化振興を目指すものとします。
- 2 計画する施策の展開を推進するために、年度別事業計画の進捗状況や事業評価などの明確な資料に基づく、文化振興審議会の進行管理により、施策事業の改善を図ることができる、PDCAサイクルのしくみを確立します。

第1章 策定に当たって

1 文化振興計画策定の趣旨

文化は、いつの時代にあっても人間にとって必要不可欠のものであり、心の豊かさや、生活の質を高め、人と人との交流を生み出し、共生する社会の基盤となって、まちづくりにつながっていくものです。

戦後のめざましい高度経済成長により、我が国は経済大国となり、情報化社会となった現在においても、文化は、人々に楽しさや感動を与え、人生を豊かにするものです。

一方では、価値観の多様化、少子高齢化、過疎化等による急激な社会情勢の変化によって、地域の連帯感は希薄になっています。このような状況で、地域固有の歴史、風土、自然に育まれた文化や、文化、芸術活動は、個性豊かな地域づくりに大きな力となることと期待されています。

本市においても貴重な史跡や文化財など地域固有の歴史・文化が守り継がれていますが、ホール等の文化施設、郷土資料館等の施設整備、伝統芸能などの文化芸術の継承問題など、様々な課題に対応できるシステムづくりが急務とされています。

このため、本市では、津市文化振興条例を制定したのを始め、平成19年3月にスポーツ・文化都市を宣言し、平成20年3月には津市総合計画を策定しました。そして、これを踏まえ、まちづくりの目標である「豊かな文化と心を育むまちづくり」を目指し、「安心」「交流」「元気」を基本理念として文化の振興を図るため、平成21年3月に「文化振興計画」を策定し、平成24年度までの4年間、各種事業を推進してきましたが、津市総合計画後期基本計画が本年度から実施されることに当たり、当計画においてもこの計画の趣旨に準じ、更なる津市の文化振興を図るため、「津市文化振興計画」を見直すものです。

2 文化振興計画の位置付け

この計画は、総合的かつ計画的な市政運営の基本とする津市総合計画の考え方を踏まえ、本市の文化振興の基本となる計画です。したがって、この計画は、歴史と文化を基本に、県都づくりの基本的な考え方と施策の在り方を明らかにし、新たな努力目標とするものです。そして、この計画の意義と役割は、恵まれた風土と豊かな歴史的伝統を背景として、本市に根付いた個性的な文化の創出を目指し、県都津市にふさわしい施策を展開していくことにあります。

3 文化振興計画の計画期間

津市文化振興計画の計画期間は、平成21年度から平成29年度（津市総合計画の計画期間の最終年度）までの9年間としており、策定後、社会情勢の変化、津市総合計画、さらに三重県の文化振興計画などとの関連から、見直しの必要が生じた場合は、速やかに対応等を講ずることとしていることから、今回は、総合計画の後期基本計画との整合を図るための見直しであり、趣旨を大きく変えるものではない中間見直しであることから、計画期間の見直しは行いません。

4 国と三重県における文化振興施策

平成13年12月に施行された「文化芸術振興基本法」第2条において、8つの基本理念を定めており、この法律の施行に伴い、平成14年、国は文化芸術の振興に関する基本的な方針を策定し、平成19年2月に閣議決定した第2次基本方針として、文化芸術の振興に当たって重点的に取り組むべき事項をあげています。

なお、平成24年6月に施行された「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」及び同法第16条に基づき文部科学大臣が定める「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」により、劇場、音楽堂の活性化による実演芸術の水準向上を通じた実演芸術の振興を図り、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するとしています。

また、三重県においては、本年度から「新しいみえの文化振興方針（仮称）」の策定が進められているところです。

（国の法律の施行）

文化芸術振興基本法第2条（8つの基本理念）～抜粋～

- ①文化芸術活動を行う者の自主性の尊重
- ②文化芸術活動を行う者の創造性の尊重及び地位の向上
- ③文化芸術を鑑賞、参加、創造することができる環境の整備
- ④我が国及び世界の文化芸術の発展
- ⑤多様な文化芸術の保護及び発展
- ⑥各地域の特色ある文化芸術の発展
- ⑦我が国の文化芸術の世界への発信
- ⑧国民の意見の反映

文化芸術の振興に関する基本的な方針（第２次基本方針）～抜粋～

～文化芸術の振興に当たって重点的に取り組むべき事項～

- i) 日本の文化芸術の継承、発展、創造を担う人材の育成
- ii) 日本文化の発信及び国際文化交流の推進
- iii) 文化芸術活動の戦略的支援
- iv) 地域文化の振興
- v) 子どもの文化芸術活動の充実
- vi) 文化財の保存及び活用の充実

5 本市における文化の振興

平成１８年１月に１０市町村が合併し誕生した本市は、平成１９年３月、スポーツ・文化都市宣言として、「長い歴史と伝統に培われた文化を大切にし、健やかな心と体をつくり、明るく豊かなまちづくりをめざします」と宣言しました。また、平成２０年３月に合併後最初の総合計画が策定され、文化振興に関しても、「豊かな文化と心を育むまちづくり」として、目標別計画の一つとして位置付けられ、当計画の根幹となっています。本年度からは、後期基本計画が始まり、更なる文化振興の充実を図ることとしています。

平成２０年４月の機構改革により設置されたスポーツ文化振興室は、平成２１年４月にスポーツ文化振興部となり、その中に置かれた文化振興課は、平成２５年４月に芸術及び文化の振興に関する事業を担当する事業担当と文化施設であるリージョンプラザを担当する施設担当を持ち、施設管理と一体となった文化振興をめざすこととしています。また、教育委員会事務局には、文化財の保護等に関する事業を担当する生涯学習課を置き、これらの両組織が相互に連携し、歴史的資源等も活用しながら、総合的に文化の振興を進めていきます。

6 市の文化行政における文化振興計画の位置付け

文化とは、学問・芸術など人間の諸活動にとどまらず、衣食住を始めとする広く人間生活全般にかかわるものであり、人が生きていくことそのものであるといえます。このため、本市の市政運営の基本とする総合計画のいろいろな施策においても、文化とのかかわりは非常に深いものがあります。

本計画を策定するに当たって、教育、観光、景観、環境、食などの分野の面での文化については、本市関係部局においてそれぞれ別途計画を策定して

います。また、本市の総合計画では、文化の振興について、「文化、芸術活動の充実」と「歴史的資源の保存と活用」を基本施策としており、「文化、芸術活動の充実」としての施策においては、市民文化の振興と文化施設の経営改善を施策の内容として、「歴史的資源の保存と活用」としての施策においては、文化財の保存・継承と歴史的資源を活かしたまちづくりを施策の内容として進めることとしていることから、本計画においては、これを基本目標に定め、この目標達成に向けた事業を展開していくこととします。

第2章 振興計画

1 基本理念

平成19年2月9日に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（第2次基本方針）において、文化は、「人間の自然とのかかわりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観など、およそ人間と人間の生活にかかわる総体を意味する」とし、文化芸術は、「すべての国民が真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであり、国民全体の社会的財産である」とされています。また、平成24年6月に施行された「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」では、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて、実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的としており、同法第16条に基づき文部科学大臣が定める「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」において、運営方針の明確化や質の高い事業の実施、人材養成などの設置者又は運営者の取組に関することと国、地方公共団体の取組に関することを定め、劇場、音楽堂等の本来の役割を明確にして、その役割を果たすための施策を総合的に推進するとしています。

この計画は、住民が、居住する地域にかかわらず、等しく文化芸術を鑑賞したり、これに参加したり、これを創造したりする機会を確保できるように、市内の文化施設等の経営改善に向けた有効活用により、様々な公演・展示の拠点づくりなどを積極的に行い、「文化、芸術活動の充実」を目指し、また、「歴史的資源の活用」においては、長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた市民の貴重な財産を活用して文化の拠点をつくり、ネットワークの形成を図っていくことによって、まちづくりにつなげるとともに地域間・世代間交流等を促進します。

歴史、伝統を広い世代で継承し、活用し、文化の創造を図り、文化を通じて新たな津市を形成していくために、基本理念を『文化の継承、創造、交流による元気なまち「津」をめざして』と定め、文化振興施策に係る基本目標を明らかにし、施策の体系を示します。

文化の継承、創造、交流による元気なまち「津」をめざして

～長い歴史と伝統を大切にし、新しい文化を創造する

元気なまち「津」をめざして～

2 基本目標

基本理念である『文化の継承、創造、交流による元気なまち「津」をめざして』には、住民の誰もが文化に触れ、親しみ、互いに交流ができ、文化を生活やまちづくりに活かすことへの願いが込められています。

この理念を推進するために、津市総合計画のまちづくり目標「豊かな文化と心を育むまちづくり」の基本施策である「文化芸術活動の充実」「歴史的資源の保存と活用」をこの計画の基本目標とします。なお、当初計画においては、文化交流の拠点となる文化施設について、課題となっている「文化施設の有効活用」についても基本目標としていましたが、総合計画後期基本計画と同様に「文化芸術活動の充実」という目標の中で、「文化施設の経営改善」を施策内容として、取り組んでいくこととします。

(1) 文化芸術活動の充実

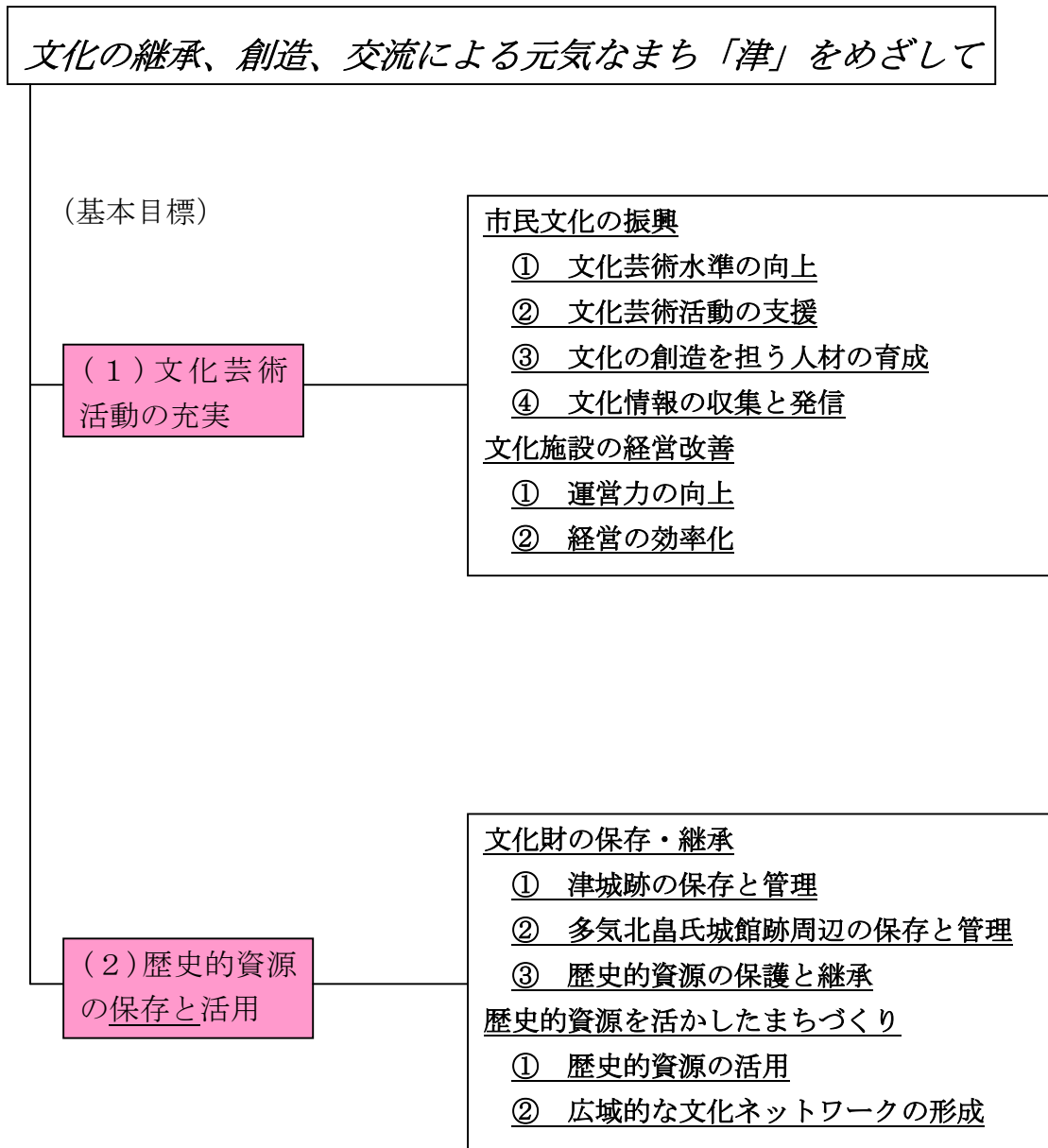
心豊かな地域文化社会の実現に向けて、住民の文化、芸術活動に対し人的及び財政的な支援を行い、世代間交流の推進等により文化意識の高揚を図るとともに、文化芸術等に係る後継者の育成を進め、市の文化振興及び住民の文化、芸術活動の展開を促進して、文化施設等を拠点とした環境づくりに取り組むため、この施設の管理及び企画運営の新たな手法を確立し、文化施設の活用の活性化を図り、質の高い文化振興と地域の発展をめざします。

(2) 歴史的資源の保存と活用

市内各地に点在する有形無形の歴史的資源を活用するため、住民が情報を共有できるシステムを整備し、各地域での文化の創造・発展に役立て、地域内・外の人との交流を進めます。

3 施策の体系

(基本理念)



(基本施策)

(1) 文化芸術活動の充実

市民文化の振興

① 文化芸術水準の向上

- 1 市民の文化にふれる機会や発表する機会を提供するため、市民文化祭や美術展覧会などの事業の実施
- 2 多彩な文化芸術にふれる機会を多く提供するとともに担い手の育成に通じる文化振興事業の実施方法の改善
- 3 舞台芸術等に精通した文化関係者と協働し、若い世代の参画による事業企画など、幅広く質の高い文化振興事業の実施
- 4 三重県総合文化センターや新県立博物館など、三重県の文化・芸術の拠点施設が立地するメリットを活かし、市域を超えた広い視野に立った取組を推進

② 文化芸術活動の支援

- 1 文化芸術活動を通じて、団体の発表機会を提供
- 2 文化振興基金事業により、新たな団体の活動を支援
- 3 郷土芸能の振興のため、郷土芸能団体等が活動しやすい環境づくりの推進
- 4 若手芸術家や学生などの芸術活動の支援のため、空き家などを活用し、地域の中へ受け入れ、地域の文化芸術活動の向上を促進

③ 文化の創造を担う人材の育成

- 1 来訪する芸術家との交流機会を充実し、本格的に芸術活動をめざす人の技術向上を支援
- 2 早くから文化に親しみ、新たな担い手を育成するため、学校等の教育機関との連携を推進

④ 文化情報の収集と発信

- 1 市民が気軽に文化・芸術活動に参加できるよう、市主催事業の情報を様々な媒体を通じ発信
- 2 各文化団体が各種メディアを活用して、積極的に情報発信することを促進
- 3 本市にゆかりのある芸術家について、情報収集し、事業の企画や文化水準の向上等に向けた取り組みへ活用

文化施設の経営改善

① 運営力の向上

- 1 文化ホールについて、舞台管理を一元化し、全体的な舞台技術の向

上を図り、実演者にとって利用しやすいホールの管理

- 2 子どもの物心がついた頃からのホール利用ができる環境づくりなど、
子どものホール利用への支援

② 経営の効率化

- 1 各ホールの管理運営について、指定管理者制度を導入するなど民間
活力を積極的に導入
- 2 各ホールの特性に合わせた地域における魅力あるホール運営と各ホ
ールの一括した効率的な運営と連携を図り、関係するあらゆる情報
を市民目線でわかりやすく発信
- 3 計画的な施設の改修等を行い、快適に利用できる環境整備とともに
若年層や高齢者などの交通弱者に配慮したアクセス整備を検討

(2) 歴史的資源の保存と活用

文化財の保存と継承

① 津城跡の保存と管理

- 1 津城跡について、その歴史的価値が保たれるよう、石垣の適切な保
存と管理

② 多気北畠氏城館跡周辺の保存と管理

- 1 多気北畠氏城館跡などの地域の核となる史跡について、その歴史的
価値の保存を推進

③ 歴史的資源の保護と継承

- 1 市内の有形、無形の文化財と埋蔵文化財について、その保護を推進
- 2 伝統芸能について、その継承を推進

歴史的資源を活かしたまちづくり

① 歴史的資源の活用

- 1 市内の拠点性の高い文化財を活用した文化事業やレクリエーション
事業を継続的に展開し、市内外の人々の交流を促進
- 2 藤堂高虎公にちなんだPRキャラクターを活用した情報発信を展開
- 3 多気北畠氏城館跡について、調査、研究を進めるとともに、往時の
姿を感じられるような整備・活用を推進
- 4 一身田寺内町の周辺について、市民参加による特色あるまちづくり
を推進
- 5 市内各地の歴史・民俗を紹介する各資料館について、地域特性を活
かしたテーマ性のある展示を工夫

② 広域的な文化ネットワークの形成

- 1 藤堂高虎公や一身田寺内町など本市と共通の歴史的資源を有する自
治体との交流を推進

4 重点施策

(1) 文化芸術活動の充実

【現状と課題】

市民の誰もが気軽に文化・芸術にふれる機会を増やし、心豊かな地域社会を実現するために、「津市文化振興計画」に基づき、市民の文化芸術活動の支援や担い手の育成を進めています。

今後さらに文化活動を振興するには、新しい多様な団体・グループを発掘・育成し、地域の文化活動の裾野を広げるとともに自由で自主的な文化活動を促進するための環境整備が必要です。

市内には多くの文化施設があり、文化的な催事は各ホールにおいて開催していますが、一般の利用者の利用状況はホールごとにばらつきがあり、さらなる利用促進と効率的な運営が必要です。

また、新しい県立博物館の整備が進められていることから、その活用を踏まえた新たな文化振興策の検討が必要です。

さらに、平成24年6月に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が施行され、文化施設が文化芸術の創造・発信拠点として位置づけられたことにより、市内の類似した多くの文化施設をそれぞれの地域の文化活動の拠点としての効果的な有効活用を図り、ホール等を活用した公演の企画立案や担い手育成など、地域の文化芸術の水準の向上に向けた施策を推進する必要があります。

【施策展開】

◇市民文化の振興

①文化芸術水準の向上

【事業番号：1】文化振興事業（企画委託事業）

文化意識の高揚を図ることを目的にホールを利用した公演事業企画として実施してきたが、現行のホール活用事業を市民の要望に沿った事業に見直すとした点検評価や平成24年6月の「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の施行により、市内の文化ホールの有効活用を図り、これまで以上に質の高い企画を効率的に実行するため、文化ホールとして位置付ける施設における企画実施事業を市が定める文化ホールの管理・企画運営水準を満たす指定管理者などの民間ノウハウ等の導入を図ります。

【事業番号：2】市美術展覧会事業

文化意識の高揚を図ることを目的に実施してきており、その一定の成果、実績があるが、今後、一層充実した発表機会を提供するとの点検評価に基

づき、市内各地域からの参加拡大による、県都津市にふさわしい質、量とも充実した展覧会をめざした事業として実施します。

【事業番号：３】市民文化祭事業

文化意識の高揚を図ることを目的として、美術展覧会と同様に実施してきており、これまでの成果、実績を更に充実したものとするとの点検評価に基づき、県都津市にふさわしい文化祭をめざした事業として実施します。

【事業番号：４】地域文化祭事業

文化意識の高揚を図ることを目的として実施してきており、これまでの成果、実績を更に充実したものとするとの点検評価に基づき、各地域に点在する文化施設等を拠点として活用し、地域に応じた地域文化祭事業となるよう事業を実施します。

【事業番号：５】文化関係顕彰事業

団体及び人材の育成並びに交流を目的に文化奨励賞、文化功労賞を贈り、功績をたたえ顕彰をしてきているが、文化功労賞候補者の公募も検討し、今後も顕彰を進めるとの点検評価に基づき、更なる文化芸術水準の向上のため、事業を実施します。

【事業番号：６】管理企画運営事業（地域協働事業）

現行のホール活用を市民のニーズに沿ったものとすることや平成２４年６月の「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の施行による、市内の文化ホールの有効活用を図るため、地域と一体となったホール活用事業を推進することをめざし、文化ホールと位置付ける施設における地域と協働した地域文化振興業務を市が定める文化ホールの管理・企画運営水準を満たす指定管理者などの民間ノウハウ等の導入を図ります。

【津市生涯学習振興計画により実施する事業】

- ・ 県事業活用各種講座事業
- ・ 県施設活用各種体験活動事業
- ・ 県立博物館への歴史文化物展示推進

事業番号	事業名	成果目標	評価指標
1	文化振興事業 (企画委託)	ホールにおける質の高い実演芸術の鑑賞機会を可能な限り提供し、市民の文化意識の高揚を図る。 【目標数値：公演回数 6 回/年、動員数 3,500 人/年】	公演回数、 動員数

2	市美術展覧会事業	市内各地域からの参加拡大による質の高い美術展覧会を企画し、市全体の文化レベルの向上を図る。 【目標数値：参加総数 1,000 点以上、各地域からの参加点数 100 点/各地域】	参加総数、 各地域からの参加点数 (各地域＝旧津市以外を言う)
3	市民文化祭事業	市内のどこからでも容易に参加できる文化祭を企画し、市民の文化活動への参加意識の向上を図る。 【目標数値：参加者数 20,000 人、各地域からの参加者数 1,000 人/各地域】	参加者数、 各地域からの参加者 (各地域＝旧津市以外を言う)
4	地域文化祭事業	各地域ならではの特色ある文化祭として、これまで各地域に根付いている文化の保存、継承と拡大をめざす。 【目標数値：参加者数 1,000 人/各地域】	参加者数
5	文化関係顕彰事業	文化活動を張り合いのあるものとするため、可能な限り表彰を行い、活動人口の増加に繋げるとともに文化芸術水準の向上を図る。 【目標数値：文化奨励賞年間被推薦者及び被表彰者数 4 以上、文化功労賞年間被推薦者及び被表彰者数 2 以上】	応募者数及び推 被薦者数 被表彰者数
6	管理企画運営事業 (地域協働)	地域と施設管理者が協力し、ホール活用事業を企画して、地域の文化振興を図る。 【目標数値：企画数 10、企画参画者数 20 人/1 企画】	企画数 企画参画者数

②文化芸術活動の支援

【事業番号：7】地域文化振興事業

団体及び人材の育成並びに交流を目的に文化芸術団体連絡協議会事業に対し補助を行い、各地域の文化芸術事業への支援を行ってきたが、引き続き同連絡協議会を通して市内の文化団体へ活動助成していくとの点検評価に基づき、今後も更なる地域の文化振興を推進するため、文化関係団体への支援事業を実施します。

【事業番号：8】文化振興基金事業（助成事業）

団体及び人材の育成並びに交流を目的に基金利子を活用した助成事業として、各種文化振興事業の支援を実施してきましたが、引き続き市民の文

化芸術活動への支援を進めるという点検評価に基づき、今後は近年の利息の低下により利子運営事業とはいかないことから、基金本体も含めた財源の中で、市民の文化芸術活動への支援事業として実施します。また、企業、団体及びその他の有志からの積極的な協力、支援が得られるよう、広報を促進します。

【事業番号： 9】文化振興基金事業（自主事業）

団体及び人材の育成並びに交流を目的に基金利子を活用した助成事業として、寄贈者に関連する事業を企画し実施してきたが、引き続き事業を進めるという点検評価に基づき、今後は近年の利息の低下により利子運営事業とはいかないことから、基金本体も含めた財源の中で、子どもの文化活動育成事業など、市民の文化芸術活動への特別な支援事業として実施します。また、企業、団体及びその他の有志からの積極的な協力、支援が得られるよう、広報を促進します。

【事業番号： 10】郷土芸能振興事業

歴史的資源の保存と活用を基本目標に伝統芸能の保存・活用を目的として、その継承に努めてきたが、引き続き郷土の伝統芸能の継承と振興を図るという点検評価に基づき、今後は文化芸術活動の一環としての支援を行う事業として実施します。

【事業番号： 11】芸術家等育成滞在事業

若手の芸術家や芸術家をめざす学生などの育成の場として、地域内にあ
る空き家や空き施設の有効利用を図り、滞在中の芸術作品の制作活動と
ともに地域の文化芸術活動の向上のため、地域と密着した普及活動を行うこ
とを条件に育成活動支援としての事業を実施します。

事業番号	事業名	成果目標	評価指標
7	地域文化振興事業	文化関係団体への活動助成などの支援を行い、地域における文化関係団体の活動をスムーズなものとし、文化芸術活動の推進及び拡大を図る。 【目標数値：年間活動助成及び支援数 10 団体】	助成及び支援数
8	文化振興基金事業 (助成事業)	基金を活用した市民の文化芸術活動など各種文化振興事業への助成を行い、文化振興団体や人材の育成を図る。 【目標数値：年間助成事業 10 件】	助成事業数

9	文化振興基金事業 (自主事業)	故羽田朝子氏からの寄付金を文化振興基金として管理し、その中で、市民の文化芸術活動に対する特別支援事業として、本市の文化振興を図る。 【目標数値：年間自主事業1件以上】	自主事業数
10	郷土芸能振興事業	郷土伝統芸能を文化芸術活動の一環として支援を行い、郷土伝統芸能の保存・継承・活用・振興を図る。 【目標数値：年間支援件数1件以上】	支援件数
11	芸術家等育成滞在事業	各地域に存在する空き家や空き施設などを地域資源として活用し、これを若手芸術家や学生の育成の場として、芸術創作活動を地域と密着した文化芸術活動の向上及び普及活動に繋げる。 【目標数値：年間支援件数1件以上】	支援件数

③文化の創造を担う人材の育成

【事業番号：12】青少年文化芸術祭事業

団体及び人材の育成並びに交流を目的に市内の小学生から高校生までの児童や生徒が企画運営スタッフとして、自分たちの手で文化芸術祭を作り上げてきました。今後も早い時期から文化に親しみ、新たな担い手の育成にもなるような事業として実施します。

【事業番号：13】文化公演事業

ホール活用促進と併せた文化振興事業として実施してきたが、今後は文化芸術活動への興味や関心が高まる公演事業などを企画し、市民の文化芸術活動支援事業として実施します。

【事業番号：14】リーダー、担い手育成研修事業

文化関係団体の将来に向けた活発な継続をめざしたリーダーや若い世代の担い手の育成については、まだまだ十分でないとの判断から、人材育成となる講演会や講習会等を文化ホールや各地の文化施設を活用した人材育成研修事業として実施します。

【事業番号：15】産学官民連携事業

今後の津市独自の文化振興と文化振興ビジョンを明確に定めるため、市民を中心に市内外の企業、学校も含めた話し合いの場として、(仮称)津市の文化振興のあり方懇話会を設置し、徹底的な話し合いを実施して、産学官民が連携した取り組みを具体化し、文化振興審議会へ提言します。

事業番号	事業名	成果目標	評価指標
1 2	青少年文化芸術祭事業	市内の小学生から高校生が企画運営スタッフとして、つくり上げる文化芸術祭を推進し、早い時期から文化やホールに親しむ機会を提供することによる新たな担い手育成に繋げる。 【目標数値：企画参画者数 50 人以上、入場者数 1,000 人以上】	企画参画者数 入場者数
1 3	文化公演事業	国、県等の助成事業を活用したホールにおける実演芸術公演事業を企画し、市民の文化芸術活動への興味や関心を高め、人材育成を図る。 【目標数値：年間企画数 1 件以上】	企画数
1 4	リーダー、担い手育成研修事業	文化芸術活動に係る講演会や講習会など、ホール等を活用した人材育成研修を行い、文化関係団体の継続した活動のためのリーダーや若い世代の担い手育成を図る。 【目標数値：企画数 1 /各地域、参加者数 30 人以上/各地域】	企画数 参加者数
1 5	産学官民連携事業	産学官民が連携した話し合いの場をつくり、本市のこれからの文化振興ビジョンを定め、産学官民が連携した具体的な取り組みを行い、本市の文化力の向上を図る。 【目標数値：話し合いの場 1 か所以上】	話し合いの場数

④文化情報の収集と発信

【事業番号：1 6】津文化情報誌「市民文化」発行事業

文化意識の高揚を図ることを目的に総合的な文化誌として、また、情報提供誌として発行してきており、今後もその役割を更なる質の向上をめざした文化情報専門誌として、文化情報の収集・発信を積極的に行います。

【事業番号：1 7】ホームページ、メールマガジン発行事業

津市の文化情報やイベント情報を広く市内外に発信するため、ホームページやメールマガジンを充実させ、津市の文化情報を積極的に発信するための調査研究事業を実施します。

【事業番号：１８】ソーシャルネットワークサービス推進事業

インターネットを利用した社会的なネットワークを構築するためのサービスシステムを活用し、個人間のコミュニケーションを促進して、津市の代表的な文化情報をＳＮＳを利用して広く情報発信するとともにこれらを活用した津市の文化案内などの新しいしくみづくりを進める事業を実施します。

【事業番号：１９】各種ＰＲ推進事業

津市の文化振興情報や文化関連の各種イベント情報を広くＰＲするため、シロモチくんを利用して、各地で開催されるＰＲイベントに参加し、各種文化イベントへの市外からの参加数、集客数の増加をめざした事業を実施します。

事業番号	事業名	成果目標	評価指標
１６	津文化情報誌「市民文化」発行事業	本市の文化情報専門誌としての充実を図り、市民の文化意識の高揚を図る。 【目標数値：発行数毎年 3,000 冊】	発行数
１７	ホームページ、メールマガジン発行事業	本市の文化情報を積極的に発信するための調査研究を行い、ホームページやメールマガジンなどを充実し、イベント参加者の増加等、文化活動の拡大を図るため、市内外に広く情報を発信します。 【目標数値：ＨＰ閲覧回数 6,000 回及びＭＭ読者数 500 人】	ＨＰ閲覧回数 ＭＭ読者数
１８	ＳＮＳ推進事業	ＳＮＳを利用した本市の文化案内などの新しいしくみをつくり幅広い情報発信を図る。 【目標数値：情報発信地数 3 地区（一身田寺内町、津城跡周辺、多気北畠氏館跡周辺）	情報発信地数
１９	各種ＰＲ推進事業	文化情報やイベント開催情報など、シロモチくんを利用してＰＲを行い、各種イベント等の参加者増加を図る。 【目標数値：ＰＲイベント参加回数 2 回以上】	ＰＲイベント参加回数

◇文化施設の経営改善

①運営力の向上

【事業番号：２０】文化施設整備事業

文化施設の有効活用を基本目標にホール等文化施設の計画的な改修整備を進めているが、老朽化の著しい施設も多くなってきたことから、突発的な改修を余儀なくされることも多く、市民にとって利用しやすい施設であり続けるため、更に計画的な整備が必要であることから事業を実施します。

【事業番号：２１】管理企画運営事業（施設管理事業）

現行のホール活用を市民の要望に沿ったものとすることや平成２４年６月の「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の施行による、市内の文化ホールの有効活用による文化レベルの向上を図るため、効率的で効果的な施設管理をめざした文化ホールとして位置付ける施設管理業務を市が定める文化ホールの管理・企画運営水準を満たす指定管理者などの民間ノウハウ等の導入を図ります。

【事業番号：２２】ホール管理企画運営研修事業

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」に基づいたホールの運営及び関係する人材の育成とスキルアップのため、優良な運営ホールや関係施設及び関連する研修会等に積極的に参加し、ホールに係る職員等の技術向上をめざした研修事業を実施します。

事業番号	事業名	成果目標	評価指標
２０	文化施設整備事業	文化施設の計画的な整備改修を行い、市民が利用しやすい施設として、文化振興のための有効活用を図る。 【目標数値：整備改修必要量に対する整備改修率８０％以上】	整備改修率
２１	管理企画運営事業 (施設管理)	市が定める管理企画運営水準を満たす、効率的、効果的な管理運営をめざした文化ホールの施設管理を図る。 【目標数値：指定管理制度への移行】	指定管理制度移行数
２２	ホール管理企画運営研修事業	効率的、効果的なホール等の有効活用を図るため、管理運営人材の育成やスキルアップのための研修機会を設け、関係人材の技術向上を図る。 【目標数値：研修機会数２回/年】	研修機会数

②経営の効率化

【事業番号：23】管理企画運営事業（企画運営事業）

現行のホール活用を市民の要望に沿ったものとすることや平成24年6月の「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の施行による、市内の文化ホールの有効活用を図るため、市民の文化力向上に向けた質の高い企画発案と地域や地域の人材及びホールに関わる人材の育成を図るための各種独自企画の発案など、津市の文化ホールらしい企画運営を図るため、文化ホールとして位置付ける施設の企画運営業務を市が定める文化ホールの管理・企画運営水準を満たす指定管理者などの民間ノウハウ等の導入を図ります。

【事業番号：24】施設改修計画策定事業

文化ホールとして位置付ける施設等の老朽化等による改修を計画的、効果的に実施し、津市の文化ホールとしての役割を十分に果たせる施設を継続するため、各ホールの施設改修計画策定事業を実施します。

事業番号	事業名	成果目標	評価指標
23	管理企画運営事業 (企画運営)	市民の要望に沿ったホール等の活用や 質の高い企画、アウトリーチなど市民 が文化に関心を持てる企画運営を図 る。 【目標数値：企画数2件/月】	企画数
24	施設改修計画策定事業	老朽化が進むホール施設や設備の定期 的な点検、更新等、計画的かつ効果的 に実施するため、施設改修計画を策定 し、各施設の健全な運営を図る。 【目標数値：各ホールの計画策定】	計画策定数

(2) 歴史的資源の保存と活用

【現状と課題】

本市は、古くから伊勢街道など6つの街道が市内を通り、交通の要所としての歴史を積み重ね、多様な文化が育まれているほか国指定史跡の多気北畠氏城館跡をはじめとする名所、旧跡などの歴史的資源が数多く残されています。

一身田寺内町の修景整備や津城跡、多気北畠氏城館跡などへのこれまでの取組の成果をどのようにまちづくりに活かし、繋げていくか、市民とともに考えていく必要があります。

また、これまで、藤堂高虎公入府400年記念事業、津城修築400年記念事業、歴史街道を活用したウォーキング事業など歴史資源を活用した市民参加型事業の成果が見られたことから、今後も引き続き、市内の歴史的資源の保存・活用を図り、関係機関や関係団体と連携し、市民とともにさらなる取り組みを進める必要があります。

【施策展開】

◇文化財の保存と継承

①津城跡の保存と管理

【津市生涯学習振興計画により実施する事業】

・津城跡石垣の保全事業

②多気北畠氏城館跡周辺の保存・管理

【津市生涯学習振興計画により実施する事業】

・多気北畠氏遺跡の学術調査事業

③歴史資源の保護継承

【事業番号：25】市民薪能事業

伝統芸能の伝承普及活動として、また、子どもたちの日ごろの成果発表の場としても、後継者育成の観点から事業を実施してきたが、今後は、歴史資源としての保護、継承のため、広く全国の薪能愛好者などへの周知を図り、市のシンボリック文化芸術として確立するための事業を実施します。

【津市生涯学習振興計画により実施する事業】

・谷川士清の顕彰と旧宅整備事業

・国登録文化財制度を利用した建造物保存、継承事業

事業番号	事業名	成果目標	評価指標
25	市民薪能事業	歴史的資源としての保護、継承と本市のシンボリック文化芸術としての確立に向け活用し、伝統芸能の伝承普及と後継者育成を図る。 【目標数値：集客者数 500 人】	集客数

◇歴史的資源を活かしたまちづくり

① 歴史的資源の活用

【事業番号：26】お城を活かしたまちづくり事業

これまで、藤堂高虎公イメージキャラクター「シロモチくん」を活用した情報発信事業として、藤堂高虎公や津のまちの認知度向上をめざしてきたが、今後は歴史的資源を活用した見所づくりと玄関口である津なぎさまちや中心市街地との連携なども含めた集客向上が図れるまちづくりを市民との協働により事業を実施します。

【事業番号：27】ツデーウオーク事業

歴史街道ウオーク、歴史健康ウオークと歴史街道を中心にした歴史散策的ウオークを開催してきた実績を活用し、今後は市内有数の歴史的資源の利用とPRを兼ねたツデー（津の日、2日間）ウオークにより、広大な市域を活かした「市内滞在型まち歩きシステム」確立をめざし、市民との協働による地域の活性化を図る事業として実施します。

【事業番号：28】霧山薪能事業

歴史文化の拠点づくりとして、市民薪能と同様に多気北畠氏城館跡周辺地域の伝統芸能の伝承普及活動事業を実施してきたが、長い歴史とこれに培われた古くからの根強い愛好者も多いことから、市民薪能と併せて、地域的な歴史資源を活用した市のシンボリック文化芸術として確立するための事業を実施します。

【事業番号：29】一身田寺内町まちづくり事業

歴史文化の拠点づくりとして、国庫交付金事業を導入しながら、ハード、ソフト両面からのまちづくり事業を実施してきたが、今後は整備完了後のフォローアップとして、整備事業成果の有効活用と事業計画の目標達成に向けた各種支援事業を実施します。

【津市生涯学習振興計画により実施する事業】

- ・企画、展示イベント開催事業
- ・展示施設改修構想計画策定事業

事業番号	事業名	成果目標	評価指標
26	お城を活かしたまちづくり事業	「シロモチくん」を活用した情報発信事業と歴史的資源を活用した見所づくりを行い、隣接する津なぎさまちや商店街など、中心市街地との連携も含めた集客向上に繋げる。 【目標数値：実施事業数1件以上】	実施事業数
27	ツーデーウォーク事業	市内の歴史的資源の活用とPRを兼ねたツーデー（2日間、津の日）ウォークを開催し、市民との協働による『市内滞在型まち歩きシステム』を確立し、地域の活性化を図る。 【目標数値：参加者数1,000人/2日】	参加者数
28	霧山薪能事業	長い歴史に培われた伝統芸能の普及、伝承を図り、根強い愛好者も多いことから、地域の歴史的資源を活用した本市のシンボルの文化芸術として確立する。 【目標数値：参加者数：500人】	参加者数
29	一身田寺内町まちづくり事業	歴史文化資源を活用したまちづくり事業のモデルとして、地域の活性化を図るため、地域の実施するまちづくり事業への支援を行う。 【目標数値：地域参画者数300人/年、来訪者数30,000人/年】	参画者数 来訪者数

② 広域的な文化ネットワークの形成

【事業番号：30】大河ドラマ誘致事業

大河ドラマ誘致活動については、側面的に支援してきているが、誘致という目標が達成できない現状から、これまでの誘致成功自治体や誘致活動中のライバル団体などの活動状況を調査研究するとともに「藤堂高虎公」ゆかりの自治体も含めて、関係各団体との連携協力関係を築き広域的なネットワークを形成するなど、大河ドラマの誘致に力を入れた事業を実施します。

【事業番号：31】歴史街道活用事業

歴史的資源の活用として、歴史街道を利用したウォーキングイベントなど地域の重要な資源としての知名度を向上し、関連する地域等との広域的なネットワークを形成するための事業として実施します。

事業番号	事業名	成果目標	評価指標
30	大河ドラマ誘致事業	「藤堂高虎公」大河ドラマの誘致に向け、誘致成功自治体や誘致活動中の団体の活動状況等を調査するとともに「藤堂高虎公」ゆかりの地などの関係団体と協力関係を築き、誘致に向けた活動を活発に行う。 【目標数値：事業実施数2/年、誘致】	事業実施数 誘致成功
31	歴史街道活用事業	歴史的資源としての歴史街道を有効に活用するため、ウォークイベント等の実施や関係する地域との連携、情報交換及び交流など広域的なネットワークを形成する。 【目標数値：事業実施数1回/年】	事業実施数

第3章 施策展開の推進に向けて

1 課題、問題点

(1) 文化芸術活動の充実

◇市民文化の振興

①文化芸術水準の向上

- ・ホールを活用した文化振興事業について、市民が望む事業や、質の高い企画の、効率的で効果的な実行
- ・参加者の増加を図るため、市内各地の文化水準の向上を図り、質・量ともに充実した市美術展覧会の実施
- ・地域の施設を拠点として利活用した地域文化水準の向上
- ・ホール等の施設を活用した、市民とともに創造する企画の実施
- ・ホール等の施設への交通アクセス

②文化芸術活動の支援

- ・文化活動団体の育成及び活動支援
- ・基金事業の財源確保
- ・若手芸術家等の活動支援

③文化の創造を担う人材の育成

- ・市内の児童、生徒の市美術展覧会や市民文化祭等への参画拡大
- ・市民文化活動の継続を担うリーダー等の育成
- ・個人、企業、学校等の文化意識向上の場の設定

④文化情報の収集と発信

- ・総合文化誌「津市民文化」の認識度向上
- ・各種情報を早く、広く、確実に周知する情報発信方法の確立
- ・新たな情報収集、発信技術の活用
- ・各種PRイベントへの積極的な参加

◇文化施設の経営改善

①運営力の向上

- ・施設の計画的な維持修繕の実施
- ・舞台技術等にかかる職員の技術向上

②経営の効率化

- ・効率的で効果的な施設の維持管理
- ・効率的で効果的な事業の企画運営

(2) 歴史的資源の保存と活用

◇文化財の保存と継承

- ①津城跡の保存と管理
- ②多気北畠氏城館跡周辺の保存・管理
- ③歴史資源の保護継承
 - ・市民薪能への集客向上
- ◇歴史的資源を活かしたまちづくり
- ①歴史的資源の活用
 - ・お城を活かしたまちづくりへの周辺住民の参画
 - ・歴史的資源を発信するための事業の開催
 - ・霧山薪能への集客向上
 - ・一身田寺内町まちづくりの推進
- ②広域的な文化ネットワークの形成
 - ・大河ドラマ「藤堂高虎」の誘致をめざした関係自治体等との連携
 - ・歴史街道を活用したイベント実施による交流促進

2 課題、問題点の解決に向けて

(1) 文化芸術活動の充実

◇市民文化の振興

①文化芸術水準の向上

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律も意識し、市内のホール等を有効に活用した事業を中心に市民と一体となった舞台芸術の創造、効率的で文化水準の高い企画の市民への提供、質量ともに充実したレベルの高い展覧会の開催など、公益財団法人などの民間等のノウハウを積極的に導入するための方法を早急に検討していきます。

また、ホール等の施設活用事業の参加拡大を図るため、送迎バスの運行等について、検討していきます。

②文化芸術活動の支援

市民の文化活動や文化関係団体、伝統芸能継承団体などの活動推進と組織維持のため、文化振興基金の効果的な活用などにより、地域と密着した取り組みを支援します。

③文化の創造を担う人材の育成

新たな担い手を育成するため、学校や企業などとも連携した話し合いの場を設置し、若い世代が興味、関心を持つ文化公演企画の実施や市民による創造事業の促進、リーダー、キーマンの育成研修などのあり方を話し合います。

④文化情報の収集と発信

情報誌、インターネットによる情報収集と発信を積極的に行うとともに、

各種イベントのPR活動も促進します。

◇文化施設の経営改善

①運営力の向上

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律を踏まえた管理・企画運営技術の向上研修事業やホールを有効活用したレベルの高い企画運営を施設の管理と併せて行うため、経営的観点を持った指定管理者制度の導入を図ります。

②経営の効率化

効率的で質の高い企画の実施や、市民が文化に関心を持てる機会づくりを行うため、指定管理者制度による、民間ノウハウの導入を図ります。

(2) 歴史的資源の保存と活用

◇文化財の保存と継承

①津城跡の保存と管理（津市生涯学習振興計画に基づき実施）

②多気北畠氏城館跡周辺の保存・管理（津市生涯学習振興計画に基づき実施）

③歴史資源の保護継承

津城跡を舞台にした市民薪能への集客向上を図るため、全国的な情報発信を行い、広く周知します。

◇歴史的資源を活かしたまちづくり

①歴史的資源の活用

津城跡周辺地区、多気北畠氏城館跡周辺地区及び一身田寺内町地区の歴史的資源を活用した文化のまちづくりを推進するため、地域との話し合いの場を設置して、市民との協働による事業推進を図ります。

②広域的な文化ネットワークの形成

大河ドラマの誘致をめざした、藤堂高虎公ゆかりの地との連携や歴史街道沿線地域との交流を促進した、イベント開催などを通じ、情報交換等、広域的な文化ネットワークの構築を進めます。

第4章 施策の進行管理

1 年度別事業実施計画の策定

今後の施策の推進に当たっては、年度別事業実施計画を策定し、計画的で効果的な事業実施を図ります。

また、次期「文化振興計画」の策定に向けた各事業の継続、見直しと新規及び廃止も含めた事業評価を行うための重要な基礎資料とします。

2 施策の進行管理

当計画の進行管理に当たっては、年度別事業計画を基本に他部局との整合性や地域の実情、社会情勢などを踏まえた指標を定め、まずは自己評価を行い、課題、問題点を把握して、これらの資料をもとに文化振興審議会において、協議、検討を行い、迅速で確実な施策の推進を図ります。